

のは誤である。資本主義の昇期、資本家階級が労働階級と妥協し譲歩した社会政策は没落資本主義下に於ては容赦なき既得権の剣戟にまでも反動するのである。されば我等が今日新しく労働立法獲得の旗を押し立て、資本家階級に迫る所以のものは此旗印を以て何等の障害を擴大強化する爲に外ならない。其目標に到達せんが爲の闘争を通じて反動の波を乗り切らんとするに外ならない。

此三重法案のみならずあらゆる労働立法を統一した體系に於て立案し以て支配階級に肉迫せんとするものである。

### 実行方法

- 一、労働争議、労働紛議を通じて其他工場職場に於ける日常闘争を通じて此要求を提げて資本家階級と闘争し之を労働大衆に徹底せしむること。
- 二、労働組合戦線統一の爲め之を支持労働組合との密接なる連絡の上に此運動を積極的に展開すること。
- 三、政府、議會、資本家團體に對し我等の法案を提げて彼等の欺瞞と反動性を徹底的に暴露すること。
- 四、其他実行方法は中央執行委員會一任。

## 第十議案

### 完全小作法要綱に關する件

中央執行委員會

#### 主 文

昭和六年度、黨全國大會は左の小作法要綱を採用し、基礎案を執行部に一任することを決議す。

#### 完全小作法要綱

##### (一) 小作權の範囲

(イ) 小作權の範圍は、永小作權及び耕作または牧畜を目的とする土地の賃借權、または農業者が農業上使用収益する宅地、採薪地、採草地その他の土地、立木及び建物、その他の工作物の賃借權とす。

(ロ) 他人の土地に於いて耕作または牧畜を爲す權利にして永小作權なるや否やの争ひある時は、永小作權たる小作權と推定す

(ニ) 小作權の對抗力  
小作權はその登記なきも小作地の引渡しありたるときは、爾後その小作地につき物權を取得したるものに對してその効力を有す。

##### (三) 存続期間

小作權の存続期間は十年以上五十年以下とす。

##### (四) 契約の更新

地主は小作人の反對無き限り期間満了するも契約は之れを更新するものとす。

##### (五) 小作權の譲渡及び小作地の轉賃

小作權の譲渡及び小作地の轉賃は小作人の自由とす。

##### (六) 小作地の賣却

地主が小作地を賣却せんとする場合、小作人に先買權を與ふ。

#### 一、小 作 料

##### (一) 小作料の支拂

(イ) 現物小作料は、その年々のその小作地に生産されたる普通品または相當品を以てする。